

# 敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請

変更認可申請の概要及び  
審査基準との適合性等について

2020年3月12日

日本原子力発電株式会社

## 目次

はじめに.....	- 1 -
1. 敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要.....	- 1 -
(1) 放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更 .....	- 1 -
(2) 新燃料搬出完了に伴う変更 .....	- 1 -
2. 変更後の保安規定と保安規定の審査基準との適合性について .....	- 2 -
3. 変更後の保安規定と廃止措置計画との整合性について .....	- 2 -
4. 保安規定の新燃料に係る規定の削除について .....	- 4 -
5. 同日申請した敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請との関係について .....	- 4 -
添付資料－1 敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表	
－2 放射性固体廃棄物の新たな保管場所として想定する場所の現状と保管容量について	
－3 東海発電所における解体等によって使用可能となったエリアでの放射性廃棄物の保管状況について	

## 変更認可申請の概要及び審査基準との適合性等について

はじめに

本資料は、2019年10月31日に総室発第77号をもって申請した敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の記載内容について、その変更認可申請の概要及び「廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（改正令和元年7月24日 原規放発第19072414号）」（以下「保安規定の審査基準」という。）との適合性等について説明するものである。

### 1. 敦賀発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要

敦賀発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）について、以下の通り変更する。

#### (1) 放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更

敦賀発電所1号炉のタービン建屋1階及び3階の機器撤去が完了した区域を廃止措置計画本文八の3.4項に基づき、放射性固体廃棄物の新たな保管場所として設定するため、保安規定第108条にその旨の記載を追加し、新たな保管場所ごとの保管容量を表108として記載を追加する。

(添付資料－1 添3-9,10)

#### (2) 新燃料搬出完了に伴う変更

敦賀発電所1号炉に保管していた新燃料については、2018年11月15日に全数搬出完了したことから、保安規定に定めた以下の条文から新燃料に係る規定を削除する。

- ・ 第3条（品質保証計画）
- ・ 第7条（原子炉施設保安運営委員会）
- ・ 第9条（廃止措置主任者の職務等）
- ・ 第10条（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）
- ・ 第52条（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）
- ・ 第100条（新燃料の運搬）
- ・ 第101条（新燃料の貯蔵）
- ・ 第124条（管理区域外等への搬出及び運搬）
- ・ 第125条（発電所外への運搬）
- ・ 第128条（保守管理計画）

・ 第142条（報告）

（添付資料－1 添 3-2～4, 6～8, 11, 12, 15, 18）

2. 変更後の保安規定と保安規定の審査基準との適合性について

保安規定の審査基準において、放射性固体廃棄物の廃棄に関する記載は下記のとおりである。

<p>廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準</p>
<p>2. 個々の事項に対する審査          個々の記載事項に対する審査における基準は以下のとおりとする。          (15) 放射性廃棄物の廃棄          本事項については、以下のような事項が明記されていること。          3) <u>放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</u></p>

新たに定める保管場所においても、ドラム缶等の保管容器等には放射性物質を示す標識を付け、放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる番号を付け、定期的に保管状況の確認のための巡視及び保管量の確認を行い、目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する等の既設の放射性固体廃棄物の保管場所である固体廃棄物貯蔵庫と同様の管理を実施することから、保安規定の審査基準に適合している。

（添付資料－1 添 3-9）

3. 変更後の保安規定と廃止措置計画との整合性について

放射性固体廃棄物の保管については、廃止措置計画本文三の3.4項において、「新たに保管場所を設定する際には、保管場所及び保管容量等の必要な事項を保安規定に定める。」としており、3.4.2項において、その詳細について記載している。

<p>敦賀発電所1号炉 廃止措置計画（変更後）</p>
<p>八 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄          3.4 放射性固体廃棄物の保管          全期間を通して、解体工事で発生する解体撤去物等の処理過程にあるもの並びに測定及び評価を行った放射能濃度確認対象物（確認待ちエリアに保管）を除き、放射性固体廃棄物については、廃棄が行われ</p>

るまでの間は、既設の保管場所及び新たに設定する保管場所(以下「固体廃棄物貯蔵庫等」という。)に保管する。

新たに保管場所を設定する際には、保管場所及び保管容量等の必要な事項を保安規定に定める。

放射性固体廃棄物を保管する際には、計画的に処理処分を進めるとともに、上記で評価された保管可能場所の中に保管場所を設定する等の対応を行い、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように解体工事等を行う。

### 3. 4. 2 新たに設定する保管場所

新たに設定する保管場所とは、廃止措置対象施設内の当該箇所に設置されている機器等の撤去を終えた区域を活用して設定する保管場所であり、原子炉建物地階にL1以下の廃棄物、タービン建物1階にL2以下の廃棄物、原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物、新廃棄物処理建物、焼却炉建物及びサイトバンカ建物に、L3廃棄物及び「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの(以下「CL推定物」という。)を保管する。

保管場所の設定のため、保管廃棄物に起因する直接線量及びスカイシャイン線量について評価を行った結果、人の居住の可能性のある敷地境界外の評価地点における直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の被ばく線量は、空気カーマで年間約19.4 $\mu$ Gyである。

新たに保管場所を設定する際の保管容量は、表8-4に示す直接線及びスカイシャイン線の評価条件のうち線源の設定条件(容器換算箱数)を満足する保管容量とする。

現行の廃止措置計画本文八の3. 4. 2項における記載に基づき、今回新たに設定する放射性廃棄物の保管場所を保安規定に定める。

今回新たに設定する保管場所に保管する放射性固体廃棄物については、L3及びCL推定物とすることから、各保管場所における保管容量は保安規定表108に定めるとおり、廃止措置計画本文表8-4の設定条件を満たすものであり、廃止措置計画と整合している。

なお、保安規定表108に定める保管本数については、発電所における運用状況から保管容器1箱当たりドラム缶4本と換算している。

保管場所として設定する場所及びその現在状況並びに各場所における保管本数について添付資料-2に示す。

また、他発電所事例として、当社東海発電所における解体等によって使用可能となったエリアでの放射性廃棄物の保管状況について、添付資料-3に示す。

なお、新たな保管場所の設定については、機器等の撤去を終えた区域を

活用して設定するものであり、今後廃止措置全期間にわたって解体工事の進捗に伴い今回申請箇所以外に新たに設定する可能性があるが、具体的な計画を策定した時点で改めて保安規定変更認可申請を行う。

4. 保安規定の新燃料に係る規定の削除について

敦賀発電所1号炉の新燃料については、2018年11月15日に所外への搬出が完了し、今後受け入れることがないことから、保安規定から新燃料に係る規定を削除する。

本変更は保安上問題ない。

5. 同日申請した敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請との関係について

本申請と、同日に申請した敦賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請（廃室発第78号/令和元年10月31日付申請，廃室発第118号/令和2年3月9日一部補正）の変更認可申請内容は互いに独立しており，それぞれに影響しない。

以 上

## 添付資料－ 1

### 敦賀発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前					変更後					備考
第2章 品質保証 (品質保証計画) 第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。  (中略)  表3-1 品質マネジメントシステムの文書					第2章 品質保証 (品質保証計画) 第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。  (中略)  表3-1 品質マネジメントシステムの文書					
(1) 一次文書					(1) 一次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
—	—	品質保証計画	安全室	第3条	—	—	品質保証計画	安全室	第3条	
4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室		4.2.1	QM共通:4-2	品質保証規程	安全室		
(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書					(2) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である二次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条	4.2.3	QM共通:4-2-1	文書取扱要項	総務室(本店)	第3条	
4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,141条	4.2.4	QM共通:4-2-2	品質記録管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,141条	
8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条	8.2.2	QM共通:8-2-1	内部監査要項	考査・品質監査室	第3条	
8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,128条	8.3 8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-1	不適合管理要項	安全室	第3,128条	
8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	8.5.2 8.5.3	QM共通:8-3-3	根本原因分析実施要項	安全室	第3条	
(3) 二次文書					(3) 二次文書					
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
4.1	QM共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準 要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	4.1	QM共通:4-1-1	原子力施設の重要度分類基準 要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	
	QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条		QM共通:4-1-2	品質管理要項	安全室	第3,4,5条	
5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管 理要項	安全室	第3条	5.4.1	QM共通:5-4-1	品質目標及び品質保証計画管 理要項	安全室	第3条	
5.5.3	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証 検討会運営要項	安全室		5.5.3	QM共通:5-5-1	品質保証委員会及び品質保証 検討会運営要項	安全室		
5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		5.6	QM共通:5-6-1	マネジメントレビュー要項	安全室		
6.2.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,139,140条	6.2.2	QM共通:6-2-1	力量設定管理要項	総務室(本店)	第3,139,140条	
6.3	QM教1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	6.3	QM教1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	
6.4	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第3条	6.4	QM共通:6-4-1	作業環境測定管理要項	総務室(本店)	第3条	
7.1	QM教1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	7.1	QM教1:7-1-1	保守管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,128条	
	QM教1:7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,10-15, 17,17条の2, 52,69,70, 72-75条		QM教1:7-1-2	廃止措置管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3,10-15, 17,17条の2, 52,69,70, 72-75条	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前					変更後					備考
第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	第3条 関連項	管理番号	文書名	所管箇所	関連条	
7.1	QM教1:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3, 100, 101, 106, 107条	7.1	QM教1:7-1-3	燃料管理業務要項	経理・資材室 発電管理室	第3, 106, 107条	新燃料搬出完了に伴う変更
	QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 129-138条		QM共通:7-1-4	原子力災害対策業務要項	発電管理室	第3, 129-138条	
	QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 108-112条		QM共通:7-1-5	放射性廃棄物管理業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 108-112条	
	QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3, 113-127条		QM共通:7-1-6	放射線管理業務要項	発電管理室	第3, 113-127条	
	QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2条の3, 第3条		QM共通:7-1-7	コンプライアンス・安全文化醸成活動要項	安全室	第2条の2, 第2条の3, 第3条	
7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条	7.2.1	QM共通:7-2-1	官庁申請手続取扱要項	総務室(本店)	第3条	
	QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室			QM共通:7-2-2	対外約束事項管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室		
7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 6, 7条	7.2.2	QM共通:7-2-3	原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 6, 7条	
7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	7.2.3	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	
	QM教1:7-2-5	事故・故障時等対応要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 5, 142条		QM教1:7-2-5	事故・故障時等対応要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 5, 142条	
7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条	7.3	QM共通:7-3-1	設計管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条	
7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	7.4	QM共通:7-4-1	調達管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	
	QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室			QM共通:7-4-2	重要設備取引先登録要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室		
7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		7.5.4	QM共通:7-5-1	組織外所有物管理要項	発電管理室		
7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室		7.5.5	QM共通:7-5-2	予備品・貯蔵品取扱要項	経理・資材室 廃止措置プロジェクト 推進室		
8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条	8.2.1	QM共通:7-2-4	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3, 128条	
8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室		8.2.3	QM共通:8-2-2	業務プロセスレビュー要項	安全室		
8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室		8.2.4	QM共通:8-2-3	試験・検査管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室		
8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	8.3	QM共通:8-3-2	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	廃止措置プロジェクト 推進室	第3条	
8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条	8.4	QM共通:8-4-1	データ分析要項	安全室	第3条	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p><b>第7条</b> 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 工事計画書に関する事項</p> <p>ロ. 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>ハ. 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ニ. 巡視に関する事項</p> <p>ホ. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>ヘ. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ト. 定期試験に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. <u>新燃料及び使用済燃料の運搬</u>に関する事項</p> <p>ロ. <u>新燃料及び使用済燃料の貯蔵</u>に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p> <p>ハ. 保全区域に関する事項</p> <p>ニ. 周辺監視区域に関する事項</p> <p>ホ. 線量の評価に関する事項</p> <p>ヘ. 除染に関する事項</p> <p>ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>チ. 放射線計測器類の管理に関する事項</p> <p>リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 保守管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第131条（原子力防災資機材等））</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第139条（所員への保安教育））に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p><b>第7条</b> 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 工事計画書に関する事項</p> <p>ロ. 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>ハ. 当直の引継方法に関する事項</p> <p>ニ. 巡視に関する事項</p> <p>ホ. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>ヘ. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>ト. 定期試験に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. <u>使用済燃料の運搬</u>に関する事項</p> <p>ロ. <u>使用済燃料の貯蔵</u>に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 放射性固体廃棄物の保管及び運搬に関する事項</p> <p>ロ. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ハ. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>ニ. 放出管理用計測器の管理に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>イ. 管理区域の設定、区域区分及び特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>ロ. 管理区域の出入管理及び遵守事項に関する事項</p> <p>ハ. 保全区域に関する事項</p> <p>ニ. 周辺監視区域に関する事項</p> <p>ホ. 線量の評価に関する事項</p> <p>ヘ. 除染に関する事項</p> <p>ト. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>チ. 放射線計測器類の管理に関する事項</p> <p>リ. 管理区域内で使用した物品の搬出及び運搬に関する事項</p> <p>(5) 保守管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常時における運転操作に関する手順の制定及び改正（第131条（原子力防災資機材等））</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第139条（所員への保安教育））に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者及び各室長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																									
<p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p><b>第9条</b> 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 表9-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(4) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(6) 第142条(報告)第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見具申を尊重する。</p> <p>3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>	<p>(廃止措置主任者の職務等)</p> <p><b>第9条</b> 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。</p> <p>(2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行う。</p> <p>(3) 表9-1に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(4) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(5) 表9-3に示す記録の内容を確認する。</p> <p>(6) 第142条(報告)第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。</p> <p>(7) その他、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 所長は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする意見具申を尊重する。</p> <p>3. 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、廃止措置主任者が原子炉施設の廃止措置に関する保安のためにする指導・助言を尊重する。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>																									
<p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第113条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第139条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第140条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文		内容	第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第139条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	<p>表9-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第113条 (管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第139条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第140条 (協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除	第139条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画									
条文	内容																										
第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																										
第139条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																										
第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																										
条文	内容																										
第113条 (管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 第7項に定める管理区域の設定及び解除																										
第139条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																										
第140条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																										
<p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)</td> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第75条 (工事完了の報告)</td> <td>工事計画書に基づく工事の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第142条 (報告)</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本編において「実用炉規則」という。)第134条第3号<sup>*1</sup>、第4号<sup>*1</sup>、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果	第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本編において「実用炉規則」という。)第134条第3号 <sup>*1</sup> 、第4号 <sup>*1</sup> 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合	<p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条 (地震・火災等発生時の対応)</td> <td>地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)</td> <td>施設運用上の基準を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第75条 (工事完了の報告)</td> <td>工事計画書に基づく工事の結果</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第142条 (報告)</td> <td>施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> </tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</td> </tr> <tr> <td>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本編において「実用炉規則」という。)第134条第3号<sup>*1</sup>、第4号<sup>*1</sup>、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合	第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果	第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本編において「実用炉規則」という。)第134条第3号 <sup>*1</sup> 、第4号 <sup>*1</sup> 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合
条文	内容																										
第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																										
第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																										
第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果																										
第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																										
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																										
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																										
	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本編において「実用炉規則」という。)第134条第3号 <sup>*1</sup> 、第4号 <sup>*1</sup> 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合																										
条文	内容																										
第17条 (地震・火災等発生時の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果																										
第70条 (施設運用上の基準を満足しない場合)	施設運用上の基準を満足していると判断した場合																										
第75条 (工事完了の報告)	工事計画書に基づく工事の結果																										
第142条 (報告)	施設運用上の基準を満足していないと判断した場合																										
	放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合																										
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合																										
	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、本編において「実用炉規則」という。)第134条第3号 <sup>*1</sup> 、第4号 <sup>*1</sup> 、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合																										
<p>※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<p>※1：使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>																										

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考														
<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固化した場合には, その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉施設の巡視の結果</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の実施報告書</td> </tr> <tr> <td>6. 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況	3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固化した場合には, その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	4. 原子炉施設の巡視の結果	5. 保安教育の実施報告書	6. 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	<p>表9-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況</td> </tr> <tr> <td>3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固化した場合には, その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路</td> </tr> <tr> <td>4. 原子炉施設の巡視の結果</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の実施報告書</td> </tr> <tr> <td>6. 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況	3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固化した場合には, その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路	4. 原子炉施設の巡視の結果	5. 保安教育の実施報告書	6. 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	
記 録 項 目																
1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果																
2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況																
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固化した場合には, その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路																
4. 原子炉施設の巡視の結果																
5. 保安教育の実施報告書																
6. 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称																
記 録 項 目																
1. 燃料に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 (3) 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果																
2. 放射線管理に係る記録 (1) 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (2) 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 (3) 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量, 空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (4) 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には, その状況																
3. 放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3日間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の場所及び方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固化した場合には, その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の経路																
4. 原子炉施設の巡視の結果																
5. 保安教育の実施報告書																
6. 廃止措置に係る工事の方法, 時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称																

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考										
<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)</p> <p><b>第10条</b> 当直長(1号炉担当)は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと</p> <p>(2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を譲り渡す場合は、表10に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表10</p> <table border="1" data-bbox="165 354 806 435"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td><u>新燃料</u></td> <td><u>加工事業者</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	<u>新燃料</u>	<u>加工事業者</u>	<p>(原子炉の運転停止に関する恒久的な措置)</p> <p><b>第10条</b> 当直長(1号炉担当)は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 原子炉内に燃料を装荷しないこと</p> <p>(2) 原子炉モードスイッチを「停止」位置から他の位置に切り替えないこと</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、燃料を譲り渡す場合は、表10に定める譲渡し先に譲り渡す。</p> <p>表10</p> <table border="1" data-bbox="1081 354 1722 410"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> </tbody> </table>	種別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>
種別	譲渡し先											
使用済燃料	再処理事業者											
<u>新燃料</u>	<u>加工事業者</u>											
種別	譲渡し先											
使用済燃料	再処理事業者											

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（案）

変更前	変更後	備考																								
<p>第3節 施設運用上の基準  <b>（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）</b>  <b>第52条</b> 使用済燃料貯蔵池に使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は、表52-1で定める事項を施設運用上の基準とする。                  2. 使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。                  (1) 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。                  3. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>、表52-2の措置を講じるとともに、作業担当マネージャーによる照射された燃料に係る作業<sup>※2</sup>を中止する必要がある場合は、作業担当マネージャーに通知する。通知を受けた作業担当マネージャーは、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="125 534 927 638"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表52-2</p> <table border="1" data-bbox="125 687 927 928"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに、その後毎日1回  速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。                  (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長（1号炉担当）が判断した場合                  (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合                  (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長（1号炉担当）が判断した場合                  ※2：「照射された燃料に係る作業」とは、原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び新燃料又は制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。                  ※3：照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>	使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回  速やかに	<p>第3節 施設運用上の基準  <b>（使用済燃料貯蔵池の水位及び水温）</b>  <b>第52条</b> 使用済燃料貯蔵池に使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料貯蔵池の水位及び水温は、表52-1で定める事項を施設運用上の基準とする。                  2. 使用済燃料貯蔵池の水位及び水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。                  (1) 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位がオーバーフロー水位付近にあること及び使用済燃料貯蔵池の水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。                  3. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位又は水温が第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>、表52-2の措置を講じるとともに、作業担当マネージャーによる照射された燃料に係る作業<sup>※2</sup>を中止する必要がある場合は、作業担当マネージャーに通知する。通知を受けた作業担当マネージャーは、表52-2の措置を講じる。</p> <p>表52-1</p> <table border="1" data-bbox="1039 534 1841 638"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>施設運用上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵池の水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表52-2</p> <table border="1" data-bbox="1039 687 1841 928"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。</td> <td>速やかに、その後毎日1回  速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。                  (1) 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと当直長（1号炉担当）が判断した場合                  (2) 第2項の確認を行うことができなかった場合                  (3) 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと当直長（1号炉担当）が判断した場合                  ※2：「照射された燃料に係る作業」とは、原子炉建屋内で照射された燃料の移動作業及び制御棒の移動の際に照射された燃料上を通過する作業をいう。なお、照射された燃料に係る作業の中止の措置が要求された場合であって、進行中の作業を安全な状態で終了させる場合を除く。                  ※3：照射された燃料に係る作業を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。</p>	項目	施設運用上の基準	使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>	使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回  速やかに	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>
項目	施設運用上の基準																									
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>																									
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回  速やかに																								
項目	施設運用上の基準																									
使用済燃料貯蔵池の水位	オーバーフロー水位付近にあること <sup>※3</sup>																									
使用済燃料貯蔵池の水温	65℃以下																									
条件	要求される措置	完了時間																								
A. 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合	A1. 当直長（1号炉担当）は、使用済燃料貯蔵池の水位を維持するための注水手段が確保されていることを確認する。 及び A2. 作業担当マネージャーは、使用済燃料貯蔵池内で照射された燃料に係る作業を中止する。	速やかに、その後毎日1回  速やかに																								

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p><u>(新燃料の運搬)</u></p> <p><u>第100条</u> 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>3. 炉心・燃料グループマネージャーは、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、第2項(1)から(3)に加え、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること</p> <p>(2) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度(以下、本編において「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第114条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で第114条(管理区域内における区域区分)第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>7. 第1項から第6項については、実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用しない。</p> <p><u>(新燃料の貯蔵)</u></p> <p><u>第101条</u> 炉心・燃料グループマネージャーは、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 新燃料貯蔵庫又は使用済燃料貯蔵池(以下、本編において「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること</p> <p>(2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 原子炉建屋クレーン又は燃料取替機を使用すること</p> <p>(4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</p> <p>(5) 使用済燃料貯蔵池内において燃料の配置変更を行う場合は、未臨界性を確認した燃料配置の範囲内に限定すること</p> <p>2. 炉心・燃料グループマネージャーは、使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を新燃料貯蔵庫に貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵池に貯蔵している新燃料を気中に取り出した後、専用の作業台を使用し、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染し、再度燃料集合体の形状の新燃料に組み立てること</p> <p>(2) 専用の作業台で取り扱う新燃料は、1体のみかつその1体分の燃料棒に限定すること</p> <p>(3) 再度燃料集合体の形状に組み立てた新燃料は、新燃料貯蔵庫に貯蔵すること</p> <p><u>第102条</u> ～ <u>第105条</u> 削除</p>	<p>第100条～第105条 削除</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更(以下同じ)</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第108条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、当直長（1号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下、本編において「貯蔵庫」という。）（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、各マネージャーが使用済燃料貯蔵池に貯蔵又は放射線・化学管理グループマネージャーがサイトバンカに保管する。ただし、封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、次に定める方法で貯蔵又は保管する。</p> <p>イ. 使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、当直長（1号炉担当）が、使用済樹脂貯蔵タンク、フィルタスラッジ貯蔵タンク又はクラッドスラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。</p> <p>ロ. 復水脱塩装置使用済樹脂は、当直長（1号炉担当）が1号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 雑固体廃棄物及び工事解体物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体焼却設備（2号炉との共用設備）で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融固化する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。</p> <p>(5) 放射線・化学管理グループマネージャーは、工事解体物を封入したドラム缶等の保管に当たっては、放射能レベルの異なるものと混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>2. 各マネージャーは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第141条（記録）表141-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 各マネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長（1号炉担当）は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの貯蔵状況を監視し、また、運転管理グループマネージャーは、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 各マネージャーは、使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の貯蔵量を3ヶ月に1回確認する。</p> <p>(4) 放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p>	<p>第6章 放射性廃棄物管理 (放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第108条 各マネージャーは、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>*1</sup>又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、当直長（1号炉担当）が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理グループマネージャーが固体廃棄物貯蔵庫（以下、本編において「貯蔵庫」という。）（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）に保管する。</p> <p>(2) 原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等は、各マネージャーが使用済燃料貯蔵池に貯蔵又は放射線・化学管理グループマネージャーがサイトバンカに保管する。ただし、封入又は遮蔽等の措置により放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管することができる。</p> <p>(3) 使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、次に定める方法で貯蔵又は保管する。</p> <p>イ. 使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリは、当直長（1号炉担当）が、使用済樹脂貯蔵タンク、フィルタスラッジ貯蔵タンク又はクラッドスラリ貯蔵タンクにそれぞれ貯蔵する。</p> <p>ロ. 復水脱塩装置使用済樹脂は、当直長（1号炉担当）が1号炉復水脱塩装置使用済樹脂受タンクに貯蔵後、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備（2号炉との共用設備。以下、本編において同じ。）で溶融固化してドラム缶に封入し、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 雑固体廃棄物及び工事解体物は、各マネージャーがドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じ、放射線・化学管理グループマネージャーが貯蔵庫又は表108で定める保管場所（以下、本編において貯蔵庫又は表108で定める保管場所を「貯蔵庫等」という。）に保管する。なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ. 焼却する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体焼却設備（2号炉との共用設備）で焼却する。</p> <p>ロ. 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理グループマネージャーが減容装置で圧縮減容する。</p> <p>ハ. 溶融固化する場合は、発電長（2号炉担当）が雑固体減容処理設備で溶融固化する。</p> <p>(5) 放射線・化学管理グループマネージャーは、工事解体物を封入したドラム缶等の保管に当たっては、放射能レベルの異なるものと混在しないための措置を講じて管理する。</p> <p>2. 各マネージャーは、放射性固体廃棄物を封入又は固型化したドラム缶等の容器等には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第141条（記録）表141-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3. 各マネージャーは、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫等における放射性固体廃棄物等の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵庫等を巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長（1号炉担当）は、使用済樹脂貯蔵タンク等における使用済樹脂、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの貯蔵状況を監視し、また、運転管理グループマネージャーは、3ヶ月に1回貯蔵量を確認する。</p> <p>(3) 各マネージャーは、使用済燃料貯蔵池における原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の貯蔵量を3ヶ月に1回確認する。</p> <p>(4) 放射線・化学管理グループマネージャーは、サイトバンカにおける原子炉内で照射された使用済制御棒、チャンネルボックス等の保管状況を確認するために、1ヶ月に1回サイトバンカを巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、貯蔵庫等及びサイトバンカの目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5. 各マネージャーは、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること</p>	<p>放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更（以下同じ）</p>

注）下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考												
<p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと                      (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること                      6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。                      7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。                      8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。                      9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。                      10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと                      (4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること                      6. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。                      7. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で第114条（管理区域内における区域区分）第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。                      8. 放射線・化学管理グループマネージャーは、使用済樹脂貯蔵タンク等に貯蔵している使用済樹脂（復水脱塩装置使用済樹脂を除く）、フィルタスラッジ及びクラッドスラリの処理に係る試験を行う場合は、試験方法を定めて実施する。                      9. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、放射能濃度に応じて区分する。                      10. 放射線・化学管理グループマネージャーは、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>表108</p> <table border="1" data-bbox="1039 691 1917 991"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象廃棄物</th> <th colspan="2">保管場所</th> <th rowspan="2">保管容量</th> </tr> <tr> <th>建物名称</th> <th>階数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <u>雑固体廃棄物及び工事解体物<sup>※2</sup></u>  <u>(L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)</u> </td> <td rowspan="2">タービン 建屋</td> <td>1階</td> <td> <math>\frac{660本^{※3}}{(165箱^{※4})}</math> </td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td> <math>\frac{2,880本^{※3}}{(720箱^{※4})}</math> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：表面線量当量率が2mSv/hを超えず、かつ表面より1m地点の線量当量率が100μSv/hを超えないものに限る。                      ※3：200Lドラム缶換算本数を示す。                      ※4：1.35m×1.35m×1.1m容器換算箱数を示す。</p>	対象廃棄物	保管場所		保管容量	建物名称	階数	<u>雑固体廃棄物及び工事解体物<sup>※2</sup></u> <u>(L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)</u>	タービン 建屋	1階	$\frac{660本^{※3}}{(165箱^{※4})}$	3階	$\frac{2,880本^{※3}}{(720箱^{※4})}$	<p>放射性固体廃棄物の保管場所の設定に伴う変更</p>
対象廃棄物	保管場所		保管容量											
	建物名称	階数												
<u>雑固体廃棄物及び工事解体物<sup>※2</sup></u> <u>(L3又は「放射性物質として扱う必要のないもの」と推定されるもの)</u>	タービン 建屋	1階	$\frac{660本^{※3}}{(165箱^{※4})}$											
		3階	$\frac{2,880本^{※3}}{(720箱^{※4})}$											

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p><b>第124条</b> 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等(第100条(新燃料の運搬)、第107条(使用済燃料の運搬)及び第108条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同じ。)を運搬する場合は、第108条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外等への搬出及び運搬)</p> <p><b>第124条</b> 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域外に核燃料物質等(第107条(使用済燃料の運搬)及び第108条(放射性固体廃棄物の管理)に定めるものを除く。以下、本条において同じ。)を運搬する場合は、第108条(放射性固体廃棄物の管理)第5項を準用する。</p> <p>3. 放射線・化学管理グループマネージャーは、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、各マネージャーが管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(発電所外への運搬)  <b>第125条</b> 各マネージャーは、核燃料物質等（<u>第100条</u>（新燃料の運搬）、第107条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(発電所外への運搬)  <b>第125条</b> 各マネージャーは、核燃料物質等（第107条（使用済燃料の運搬）及び第108条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保守管理計画)  <b>第128条</b> 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義            本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標            (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。            (2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定            組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定            組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。            (1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備            (2) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定            組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。            (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。            (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。            (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視            (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。            a) 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。            ① 予防可能故障（MPFF）回数            (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。            a) 系統レベルの保全活動管理指標            ① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。            (3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。            (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>(保守管理計画)  <b>第128条</b> 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義            本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標            (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。            (2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定            組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定            組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。            (1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備            (2) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定            組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。            (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。            (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。            (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視            (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5.の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。            a) 系統レベルの保全活動管理指標            系統レベルの保全活動管理指標として、5.(1)の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。            ① 予防可能故障（MPFF）回数            (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。            a) 系統レベルの保全活動管理指標            ① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。            (3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。            (4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画 (7.1 参照)</p> <p>b) 補修、取替え及び改造計画 (7.2 参照)</p> <p>c) 特別な保全計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>B) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>	<p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画 (7.1 参照)</p> <p>b) 補修、取替え及び改造計画 (7.2 参照)</p> <p>c) 特別な保全計画 (7.3 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 定例試験の具体的方法</li> <li>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>iii) 実施頻度</li> <li>iv) 実施時期</li> <li>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</li> </ul> <p>c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち、安全上重要な機器等<sup>*1</sup>の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続き<sup>*2</sup>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 検査及び試験の具体的方法</li> <li>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c) 検査及び試験の実施時期</li> </ul> <p>※1：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物のうち、<u>新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備</u>をいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 点検の具体的方法</li> <li>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c) 点検の実施時期</li> </ul> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7.で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 工事計画</li> <li>b) 設計管理</li> <li>c) 調達管理</li> <li>d) 工事管理</li> </ul> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p>	<p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 定例試験の具体的方法</li> <li>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>iii) 実施頻度</li> <li>iv) 実施時期</li> <li>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</li> </ul> <p>c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>7.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。このうち、安全上重要な機器等<sup>*1</sup>の補修、取替え及び改造については、法令に基づく必要な手続き<sup>*2</sup>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 検査及び試験の具体的方法</li> <li>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c) 検査及び試験の実施時期</li> </ul> <p>※1：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物のうち、<u>使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備</u>をいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条及び第141条において同じ。）</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 点検の具体的方法</li> <li>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c) 点検の実施時期</li> </ul> <p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7.で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 工事計画</li> <li>b) 設計管理</li> <li>c) 調達管理</li> <li>d) 工事管理</li> </ul> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*<sup>3</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期*<sup>3</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下のa)及びb)の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1)a)及びb)の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>e) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*<sup>3</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期*<sup>3</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(3) 安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</p> <p>※3：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下のa)及びb)の場合には、不適合管理を行ったうえで、9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 組織は、(1)a)及びb)の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>11. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c) トラブルなど運転経験</p> <p>d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>e) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価</p> <p>b) 劣化トレンドによる評価</p> <p>c) 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>12. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果及び2.の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>13. 情報共有                      組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>13. 情報共有                      組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>(報告)  <b>第142条</b> 各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。                      (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第70条(施設運用上の基準を満足しない場合))                      (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第109条(放射性液体廃棄物の管理)又は第110条(放射性気体廃棄物の管理))                      (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第122条(外部放射線に係る線量当量率等の測定))                      (4) 実用炉規則第134条第3号<sup>*1</sup>、第4号<sup>*1</sup>、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合                      2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。                      3. 本条に規定される報告については、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。</p> <p>※1：<u>新燃料貯蔵設備</u>、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p> <p><b>第143条 ~ 第200条</b> 欠番</p>	<p>(報告)  <b>第142条</b> 各マネージャーは、次に定める事項に該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合には、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。                      (1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合(第70条(施設運用上の基準を満足しない場合))                      (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第109条(放射性液体廃棄物の管理)又は第110条(放射性気体廃棄物の管理))                      (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第122条(外部放射線に係る線量当量率等の測定))                      (4) 実用炉規則第134条第3号<sup>*1</sup>、第4号<sup>*1</sup>、第6号から第12号及び第14号に定める報告事態が生じた場合                      2. 所長は、第1項の報告を受けた場合には、社長に報告する。                      3. 本条に規定される報告については、「事故・故障時等対応要項」の定めるところにより行う。</p> <p>※1：使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p> <p><b>第143条 ~ 第200条</b> 欠番</p>	<p>新燃料搬出完了に伴う変更</p>

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
	<p>附 則 ( . . . )  <u>(施行期日)</u>  <u>第 1 条</u> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から 1 0 日以内の別に定める日から施行する。</p>	

注) 下線は変更箇所を示す。下線は改正事項に含まない。

## 添付資料－ 2

放射性固体廃棄物の新たな保管場所として  
想定する場所の現状と保管容量について

放射性固体廃棄物の新たな保管場所として想定する場所の  
現状と保管容量について

保安規定第108条に新たに定める放射性固体廃棄物の保管場所について、タービン建屋1階及び3階の新たな保管場所として想定している場所の現状と保管容量を表1に、タービン建屋1階及び3階における保管容量の考え方を図1及び図2に示す。

表1 新たな保管場所として想定している場所の現状と保管容量

場所	現状	保安規定上の保管容量	廃止措置計画上の線源の設定条件 (容器換算箱数)	保管対象物
タービン建屋1階(機械工作室エリア)	機器撤去完了 (機械工作室エリア周辺機器解体工事:2019年1月31日竣工)	660本 (165箱)	約5,130箱	✓ 原子炉運転中または廃止措置期間中に発生した雑固体廃棄物のうち、L3またはCL推定物としてレベル区分されたもの。
タービン建屋3階	機器撤去実施中 (タービン・発電機解体工事:2020年3月31日竣工予定)	2,880本 (720箱)	約3,385箱	✓ 解体工事により発生した工事解体物のうち、L3またはCL推定物としてレベル区分されたもの。

保管容量については、廃止措置計画表8-4に記載される想定箱数は、保管廃棄物に起因する直接線量及びスカイシャイン線量による周辺公衆への影響を評価するために設定した評価条件であり、より安全側に評価するために、建屋内壁も含めた建屋床面積をもとに算出した容量である。

一方で、保安規定表108に記載した保管容量は、機器撤去を終えて保管場所として実際に使用可能なエリアに保管可能な容量を示したものである。

そのため、両者は一致しないが、廃止措置計画本文八 3.4.2項には、「新たに保管場所を設定する際の保管容量は、表8-4に示す直接線及びスカイシャイン線の評価条件のうち線源の設定条件(容器換算箱数)を満足する保管容量とする。」と記載があり、保安規定表108の記載内容は廃止措置計画に適合するものである。

以上



図1 タービン建屋1階における保管容量の考え方

 は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

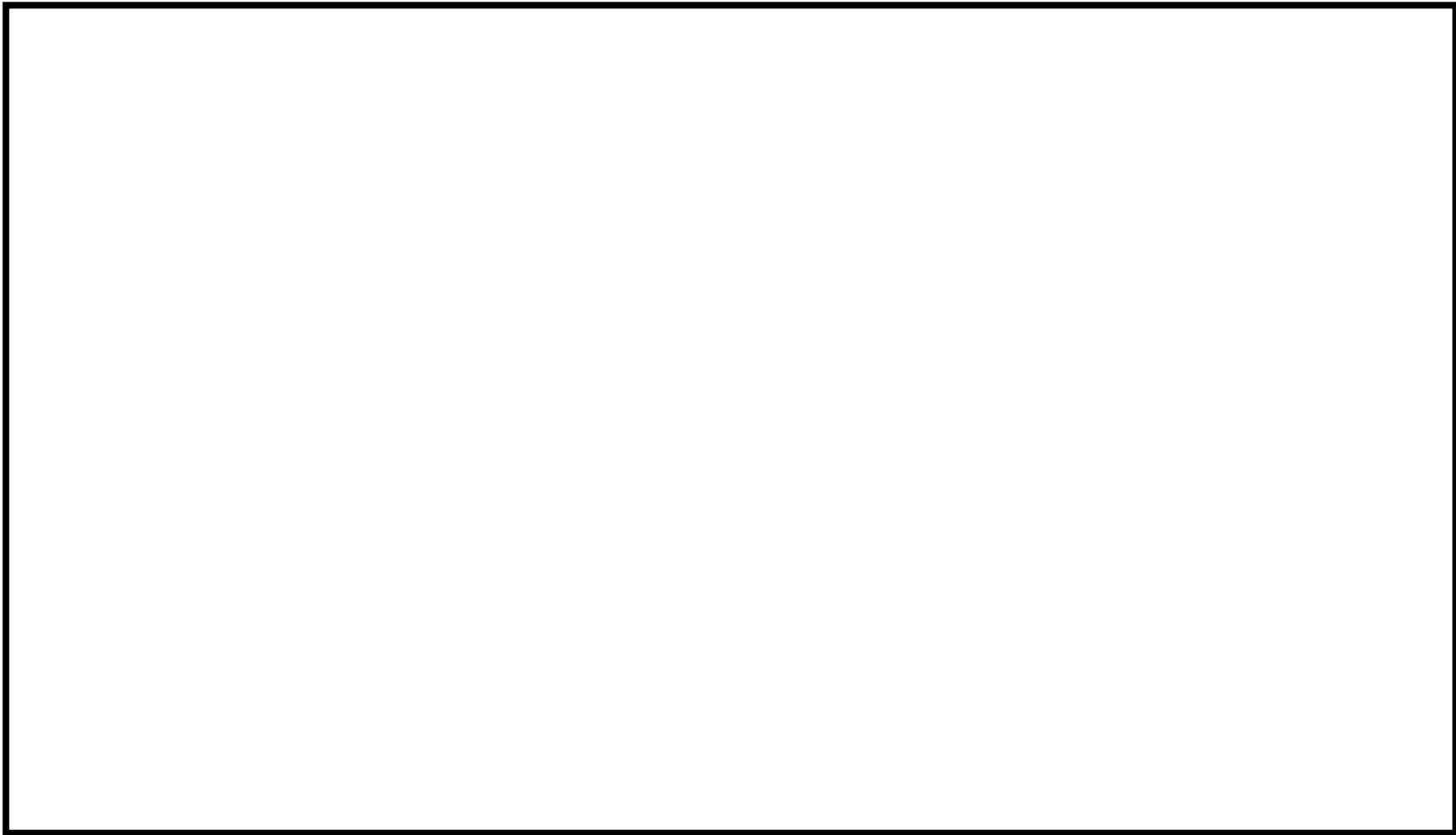


図2 タービン建屋3階における保管容量の考え方

 は、営業秘密又は核物質防護上の観点から公開できません。

## 添付資料－ 3

東海発電所における解体等によって使用可能となったエリアでの放射性廃棄物の保管状況について

東海発電所における解体等によって使用可能となったエリアでの  
放射性廃棄物の保管状況について

東海発電所では、廃止措置計画書及びその添付書類（直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量）に記載している線量評価条件を満足することを条件に、既に解体作業を終えた使用済燃料貯蔵池にて、放射性固体廃棄物を仮置保管している。

東海発電所の廃止措置計画及び保安規定の記載は以下のとおり。

（東海発電所 廃止措置計画（抜粋））

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄

3 核燃料物質によって汚染された固体状物質

3. 2 核燃料物質によって汚染された固体状物質の処理処分の方法

（1）原子炉の運転中に発生した放射性固体廃棄物

（略）

以上の処理を行い、放射性固体廃棄物は、ドラム貯蔵庫又は固体廃棄物貯蔵庫で搬出までの間一時的に保管する。

使用済燃料冷却池内に、運転中の廃棄物の処理に伴って発生した固体廃棄物を処理の一環として仮置することがある。なお、仮置の最大数量は、直接線量及びスカイシャイン線量評価に用いた評価条件を満足する数量とする（処分容器の場合300体）。また、固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶（処分容器等を含む。）を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、保管する。

放射性固体廃棄物を保管又は仮置する際は、表面線量率がドラム貯蔵庫で0.5 mSv/h、使用済燃料冷却池建屋、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋で2 mSv/hを超えないように管理する。

上記の放射性固体廃棄物は、廃止措置期間終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。

（2）既に実施済の解体工事で発生した核燃料物質によって汚染された固体状物質

（略）

以上の処理を行い、放射性固体廃棄物は、ドラム貯蔵庫又は固体廃棄物貯蔵庫で搬出までの間一時的に保管する。

使用済燃料冷却池内に、廃止措置工事に伴って発生した固体廃棄物を処理

の一環として仮置することがある。なお、仮置の最大数量は、直接線量及びスカイシャイン線量評価に用いた評価条件を満足する数量とする（処分容器の場合300体）。また、固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物貯蔵庫に保管したドラム缶を含めて、固体廃棄物を詰めたドラム缶（処分容器等を含む。）を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、保管する。

放射性固体廃棄物を保管又は仮置する際は、表面線量率がドラム貯蔵庫で0.5 mSv/h、使用済燃料冷却池建屋、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋で2 mSv/hを超えないように管理する。

上記の放射性固体廃棄物は、廃止措置期間終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。

(3) 廃止措置期間中に発生する核燃料物質によって汚染された固体状物質（略）

以上の処理を行い、放射性固体廃棄物は、ドラム貯蔵庫又は固体廃棄物貯蔵庫で搬出までの間一時的に保管する。

使用済燃料冷却池内に、廃止措置工事に伴って発生した固体廃棄物を処理の一環として仮置することがある。なお、仮置の最大数量は、直接線量及びスカイシャイン線量評価に用いた評価条件を満足する数量とする（処分容器の場合300体）。また、固体廃棄物作業建屋の廃棄体搬出作業エリアには、固体廃棄物を詰めたドラム缶（処分容器等を含む。）を、廃棄事業者の廃棄施設へ廃棄するための検査及び搬出までの間に限り、保管する。

放射性固体廃棄物を保管又は仮置する際は、表面線量率がドラム貯蔵庫で0.5 mSv/h、使用済燃料冷却池建屋、固体廃棄物貯蔵庫及び固体廃棄物作業建屋で2 mSv/hを超えないように管理する。

上記の放射性固体廃棄物は、廃止措置期間終了までに廃棄事業者の廃棄施設に廃棄する。

### 添付書類 三 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

#### 2 平常時の線量評価

##### 2. 1 平常時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量評価

##### 2. 1. 3 直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量

廃止措置工事は「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」、「七 核燃料物質による汚染の除去」及び「八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄」に記す方法に従って実施する計画

である。原子炉領域の設備・機器等の解体撤去工事においては、既設の建屋・構築物を維持して実施するとともに、遠隔操作装置を導入する際には適切な遮へいを考慮することとしている。

以上のことから、廃止措置工事における直接線及びスカイシャイン線の影響を考慮する必要のある放射性固体廃棄物からの直接線及びスカイシャイン線について評価する。

ここで、原子炉本体等解体撤去工事において発生する放射性固体廃棄物は、処分容器に収納し、ドラム貯蔵庫、固体廃棄物貯蔵庫又は固体廃棄物作業建屋への保管の際及び廃棄施設への搬出の際に使用済燃料冷却池建屋に一時保管することから、使用済燃料冷却池建屋からの直接線量及びスカイシャイン線量を評価する。

評価に当たっては、「工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示」に定められている運搬容器の表面における線量当量率の制限値に相当する線源強度を処分容器の値として設定する。

評価地点は、直接線及びスカイシャイン線による空間放射線量が最も大きくなる使用済燃料冷却池建屋の放射性固体廃棄物一時保管場所から最も近い国道 245 号方向の周辺監視区域境界（使用済燃料冷却池建屋の壁面からの距離：約 660 m）とする。

評価の条件を表 3-1-19 に示す。

#### (1) 直接線量の評価

使用済燃料冷却池建屋内の処分容器に収納された放射性固体廃棄物からの直接線量を建物の壁厚を考慮して点減衰核積分コード「QAD コード」により計算する。

計算の結果、評価地点における直接線による空間放射線量は、空気カーマで年間約  $1 \times 10^{-8} \mu\text{Gy}$  となる。

#### (2) スカイシャイン線量の評価

使用済燃料冷却池建屋内の処分容器に収納された放射性固体廃棄物からのスカイシャイン線量を一次元 Sn 輸送計算コード「ANISN コード」及びガンマ線 1 回散乱線計算コード「G-33 コード」により計算する。

なお、評価に当たっては天井厚を考慮しない。

計算の結果、評価地点におけるスカイシャイン線による空間放射線量は、空気カーマで年間約  $7 \mu\text{Gy}$  となる。

#### (3) 直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量

廃止措置期間中の使用済燃料冷却池建屋内の処分容器に収納された放射性

固体廃棄物による評価地点における直接線及びスカイシャイン線による空間放射線量の合計は、空気カーマで年間約  $7 \mu\text{Gy}$  である。なお、東海発電所の他の建屋からの直接線量及びスカイシャイン線量は、十分小さく無視できる程度である。

また、東海第二発電所との共用施設からの直接線及びスカイシャイン線による空間放射線量は、東海第二発電所原子炉設置許可申請等で東海発電所寄与分を確認している。

#### 2. 1. 4 平常時における発電所周辺の一般公衆の受ける線量

放射性気体廃棄物の放出に伴う発電所周辺の一般公衆の受ける最も線量評価への寄与の大きい被ばく経路である地表沈着物による外部被ばくの実効線量は、廃止措置期間中に放出される放射性粉じんが 1 年で全て放出されると仮定した保守的な評価の結果、年間約  $2 \mu\text{Sv}$  である。

放射性液体廃棄物の放出に伴う発電所周辺の一般公衆の受ける最も線量評価への寄与の大きい被ばく経路である海産物の経口摂取による内部被ばくの実効線量は、生体遮へい体解体撤去工事を 1 年間で実施すると仮定した放出量と廃止措置期間中の年間平均の洗濯廃液量を加えた保守的な評価の結果、年間約  $7 \mu\text{Sv}$  である。

直接線及びスカイシャイン線による敷地境界における空間放射線量の評価結果は空気カーマで年間約  $7 \mu\text{Gy}$  である。

以上の評価の結果、東海発電所の廃止措置期間中の一般公衆の被ばく線量は、法令に定められた線量限度を十分下回るよう措置が講じられている。また、これら評価には、汚染拡大防止囲い、排気フィルタ等放射性物質除去装置の機能等、被ばく低減対策を考慮していることから、これら被ばく線量は合理的に達成可能な限り低いものとする。

項 目	データ	備 考
放射性固体廃棄物 仕様	処分容器(外寸法 1.6 m ×1.6 m×1.2 m (高さ)) (約 25 cm の鉄遮へい 付)	核種 : Co-60 線量率 : 2 mSv/h (表面)
放射性固体廃棄物 数量	300 体	使用済燃料冷却池の床面積 と保管容器サイズより最大 数量を設定
天井厚	考慮せず	
一時貯蔵場所周囲 のコンクリート厚	1.92 m	

(東海発電所 保安規定 (抜粋))

<p>(管理区域内の工事解体物の分別)</p> <p>第 17 条 廃止措置工事グループマネージャーは、工事解体物を次のように分別、管理する。</p> <p>(1) 管理区域内の核燃料物質によって汚染された解体物は、廃止措置計画及びその添付書類 (核燃料物質によって汚染された固体状物質の放射能レベル区分) に記載している放射能濃度に応じた放射能レベル区分に従い、次のとおり管理する。ただし、焼却が可能な解体物は、可燃性の放射性固体廃棄物として第 21 条 (放射性固体廃棄物の管理) に基づき管理する。</p> <p>イ. 廃止措置計画において「L1」, 「L2」, 「L3」の放射性固体廃棄物は、第 18 条 (廃止措置工事で発生した放射性固体廃棄物の管理) に基づき管理する。ただし、仮置する放射性固体廃棄物については第 17 条の 2 (使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理) で管理する。</p> <p>ロ. 廃止措置計画において「放射性物質として扱う必要のない物」は、第 19 条 (放射性物質として扱う必要のない物の管理) に基づき管理する。</p>
---

(使用済燃料冷却池での放射性固体廃棄物の管理)

第17条の2 廃止措置工事グループマネージャーは、第17条(管理区域内の工事解体物の分別)第1項(1)に定める放射性固体廃棄物を使用済燃料冷却池内に仮置する場合は、廃止措置計画及びその添付書類(直接線及びスカイシャイン線による発電所周辺の一般公衆の受ける線量)に記載している線量評価条件を満足するよう管理する。

以 上